

「卓越した大学院拠点形成支援補助金」審査要項

平成 25 年 7 月 2 日
卓越した大学院拠点形成支援補助金事業委員会

「卓越した大学院拠点形成支援補助金」は、優れた研究基盤を活かし高度な教育と研究を融合する卓越した拠点を有する大学に対し、博士課程の学生が学修研究に専念できる環境を整備するために必要な経費を支援し、もって、優秀な学生を惹きつけ、世界で活躍する優れた研究者を輩出する環境づくりを支援するものである。

「卓越した大学院拠点形成支援補助金」に係る審査は、この審査要項により行うものとする。

I. 審査方針

1. 審査の対象

文部科学省が博士課程を有する大学に対する調査を経て選定した専攻等の卓越性を審査する。

2. 審査方針

審査は、文部科学省が定めた方針に沿って行う。客観的な指標に係る実績値に基づいて、各専攻等の実績を相対的に比較・評価することを基本としつつ、数値で表せない当該専攻等の取組のユニークさや研究成果等の状況について、学術研究の動向に照らした総合的な判断を加味することにより行う。

3. 審査の進め方

審査は、文部科学省が示した「評価の視点・指標」に係る大学から提出された資料に基づき、当該専攻等の卓越性について、公平・公正に審査を行うものとする。

II. 審査方法

1. 審査体制

審査は、人文学、社会科学、数物系科学、化学、工学、生物学、農学、医歯薬学、総合領域、複合新領域の各分野の研究者で構成される「卓越した大学院拠点形成支援補助金事業委員会」において行う。ただし、審査を円滑に行うため人文社会系、理工系、生物系の審査グループを設けることとする。

なお、総合領域に係る専攻等については、担当するグループを委員会において決定する。

2. 審査手順

審査は、(1) 客観的なデータ(実績値)に基づく分析、(2) 各委員が個別に行う事前審査及び(3) 委員会における合議により行い、各専攻等の卓越性を評価し、S・A・B・Cの4つのグループに区分する。

(1) 客観的なデータ(実績値)に基づく分析

客観的なデータ(実績値)については、人文社会系、理工系、生物系の各系を集計の単位として、各指標に係る実績値を以下の基準①～③により点数化する。その上で各指標の点数を視点ごとに合算し、基準①により視点ごとの点数を算出する。

【基準①】

上位から 25%以内に該当するもの	3 点
上位から 50%以内で上記に該当しないもの	2 点
上位から 75%以内で上記に該当しないもの	1 点
上記に該当しないもの	0 点

【基準②】(【視点】優れた学生を惹きつけているか 【指標】定員充足率)

定員充足率が 100%±10%の範囲に該当するもの	3 点
定員充足率が 100%±20%の範囲に該当するもの	2 点
定員充足率が 100%±30%の範囲に該当するもの	1 点
上記に該当しないもの	0 点

【基準③】(【視点】優れた研究者を養成するための特色ある取組がなされているか)

すべての取組がすべての学生を対象に実施しているもの	3 点
一部の取組がすべての学生を対象に実施しているもの すべての取組が一部の学生を対象に実施しているもの	2 点
一部の取組が一部の学生を対象に実施しているもの	1 点
上記に該当しないもの	0 点

(2) 個別事前審査

個別事前審査は、上記(1)の分析結果及び大学から提出された資料をもとに、学術研究の動向に照らして、客観的かつ総合的にみて加点が適当と判断される専攻等を、審査件数の 25%以内を目途に抽出する。なお、必要に応じて他の委員の意見を聞くことができることとする。

(3) 合議審査

上記(2)で抽出された専攻等について、人文社会系、理工系、生物系の各系で合議による調整を行い、上記(1)で算出された視点ごとの点数の合計点に 6 点、4 点、2 点、0 点を加えた上で、合計点の上位のものから以下の基準によりグループ分けを行う。

上位から 25%以内に該当するもの	S
上位から 50%以内で上記に該当しないもの	A
上位から 75%以内で上記に該当しないもの	B
上記に該当しないもの	C

各系ごとのグループ分けの結果について、委員会全体で必要に応じ調整を行った上で、審査結果として決定する。

3. 審査に当たっての着目点

本審査における、数値で表せない当該専攻等の取組のユニークさや研究成果等の状況について、学術研究の動向に照らした総合的な判断を行うに当たっての着目点は以下のとおりとする。ただし、これらは審査に当たり考慮すべき観点を示したものであり、これら以外の観点を含めた総合的な判断に配慮する。

(1) 研究成果等の卓越性

- ・特筆すべきインパクトのある研究成果等が出されているか。
- ・他の専攻等と比較して多くの優れた成果が出されているか。

(2) 学術研究の動向に照らした重要性

- ・当該分野において唯一又は少数の重要なものであるか。
- ・将来の学問分野の中核となることが期待されるものであるか。
- ・将来の発展が期待される分野に位置付けられるか。

(3) 優れた研究者を養成するための特色ある取組

- ・分野の枠を超えた体系的な教育、国際的なプログラムや実践的なプログラムの提供、厳格な学位審査、学位審査の透明性の確保などの取組がなされているか。
- ・優れた研究者を養成するために大学が特に重視している取組は、他の専攻等と比較して特色あるものか。
- ・他の専攻等に比較して優れた実績を有しているか。

(4) その他

- 例) 率を基本とした客観的なデータに基づく分析のみならず、数または分野の特性を加味することは必要か。

4. その他

(1) 開示・公開等

- ①「卓越した大学院拠点形成支援補助金事業委員会」は、専ら審査に関する調査審議を行うため、会議及び会議資料は原則非公開とする。
- ②審査結果は、文部科学省へ報告する。なお、文部科学省からの求めに応じて審査の経過を示す資料を提出することがある。
- ③委員の氏名・所属については、任期終了後に公表する。

(2) 利害関係者の排除

①範囲

ア) 委員が審査の対象となる専攻等が置かれる研究科等の専任又は兼任の役職員として在職(就任予定を含む。)している場合

イ) その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

②運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議に加わらないこととする。

(その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合の例)

委員が、申請者である学長もしくは実施担当者との関係において、「親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係」や「密接な師弟関係」に該当すると自ら判断する場合

(3) 秘密保持

- ①委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ②委員として取得した情報(調書等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。